

公 告

令和6年6月10日

航空自衛隊静浜基地司令
芳 賀 和 典

航空自衛隊静浜基地における売店等の出店業者について、次のとおり募集します。

1 募集業種及び店舗数

- | | |
|---------------|------|
| (1) 物品販売店 | 1 店舗 |
| (2) 理容店 | 1 店舗 |
| (3) クリーニング取扱店 | 1 店舗 |

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する

3 使用許可期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

必要に応じて一度に限り5年以内の期間で更新することができる。

4 募集期間

令和6年6月10日（月）～同年7月1日（月）まで

5 募集方法

募集要項に定める書類を募集期間内必着で提出すること。

（郵送の場合は、令和6年7月1日（月）まで消印有効。）

6 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

7 募集要項及び仕様書の配布

(1) 期 間 令和6年6月10日～同年7月1日

(2) 場 所 静岡県焼津市上小杉1602

航空自衛隊静浜基地 基地業務群業務隊厚生班事務室

(3) 担 当 石川 新井田

(4) 連絡先 電話054-622-1234 (内線276)

※航空自衛隊静浜基地ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.mod.go.jp/asdf/shizuhama/shizuhama.html>)

8 その他

細部については、募集要項及び仕様書による。